2011年10月3日

第 4 回建築法体系勉強会意見書

神田 順

整備段階における質の確保のあり方についての意見をメモします。

1. 社会制度として、質の高いものを作ることを妨げないこと

現行の建築基準法が、最低基準とうたいながら、必要以上に詳細な規定により構成されていることが、基準法を守れば建築できるという社会認識を生んでいる。特に、構造安全性のように専門家でないとバランスの良い評価のできないものについて、法規制は原則にとどめ、専門家による評価が社会で認められるような制度にする必要がある。不必要な構造計算における法適合性判定などの制度は廃止し、専門家による構造安全性のピアチェック制度を導入する。

2. 社会制度として、極端に質の低いものを除去するための社会合意の形成

建築物が社会資産であることを、建築基本法制定や初等・中等教育を通して、国民としての合意形成につとめる。土地を占有することに対する社会的経費の見直しを通して、質の高い建築に対しては、税制上の優遇措置、利用されない状況で社会負担をかけるものに対しては、共有化して活用する、あるいは、放置家屋など、極端に劣悪なことにより、健康上、安全上問題のあるものについては、使用を許可しないなどの方策を検討する。さらには自治体が共有地や公有地取得により環境保全することに対して、国としての支援ができないか。

3. 建築の質とは何かについての、共通認識をもつこと

上記1および2の実現性を図るためにも、社会において建築の質の共通認識が必要である。建築基本法制定や、建築まちなみ条例制定等の議論がさらに活発化することが、社会として建築に求める役割を明確化する。持続可能社会における建築規制を考えるとき、経済成長社会における個人財産権保護を前提とした従来の建築基準法と確認制度による建築制度が、一部の建築関係者の既得権となっていることから、抜本的な見直しが不可欠である。

4. 社会的に認知される専門家の育成と建築整備における専門家の活用

建築士制度の本来的な役割は、最低基準としての法規制の上に、質の高い建築を生産することにあったが、現実は、高度な専門性を有することや、個人の判断が求められない制度の中で機能しなくなっている。伝統木造建築の棟梁の位置づけも同様。新たな建築にかかわる専門家を社会的に認知できる体制を作ることが重要であり、専門的な判断に対しての情報公開と責任を付与することで、建築基準法の廃止あるいは縮小に対する国民からの支持を得ることが可能と考える。